

神戸市都市景観条例施行規則 改正案と現行の条文対応関係

※§はひとつの条を示します。改正案については、ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

改正案	現行
第1章 総則	第1章 総則
§ 趣旨	§1 趣旨
§ 定義	§2 建築物以外の工作物
第2章 行為の届出等	第2章 都市景観形成地域等
第1節 景観法に基づく行為の届出等	第4章 景観形成指定建築物等
§ 届出に添付する図書	§4 行為の届出等
§ 変更の届出	§13の3 行為の届出等
	§3 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める行為
	§4の2 条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する色彩の変更
	§4の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示等
	§5 条例第12条第2項に規定する規則で定める行為
	§13の2 景観形成指定建築物等
第2節 景観デザイン協議等	第7章の2 景観デザイン協議等
§ 設計段階の定義	§16の11 設計段階における景観デザイン協議を行う時期
§ 景観デザイン協議の申出	§16の8 計画段階景観デザイン協議申出書の提出
	§16の12 設計段階景観デザイン協議申出書の提出
	§16の9 計画段階景観デザイン協議申出書に添付する図書
	§16の13 設計段階景観デザイン協議申出書に添付する図書
§ 景観デザイン協議の申出があつた旨の公告	§16の14 設計段階における景観デザイン協議の申出があつた旨の公告
§ 市民等に対して説明を行わなければならない景観影響建築行為	§16の15 住民説明会を開催しなければならない景観影響建築行為
§ 景観影響建築行為についての説明の時期	§16の18 景観形成市民団体への説明
§ 市民等に対する説明の方法	§16の16 住民説明会の開催
§ 説明結果の報告	§16の17 住民説明会結果提出書の作成及び提出
	§16の19 景観形成市民団体への説明結果提出書の作成及び提出
§ 景観デザイン評価に関する通知等	§16の10 計画段階景観デザイン評価に関する回答書等
	§16の20 設計段階景観デザイン評価に関する回答書等
§ 成立した協議の内容の変更に係る協議の申出	§16の21 成立した協議の内容の変更に係る協議の申出
§ 景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為	§16の22 景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為

改正案

現行

第3章 景観重要建造物等	
第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木	
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の同意
§	標識の設置
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更行為の完了等の届出
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の通知
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出
第2節 神戸市指定景観資源	
§	指定景観資源の指定等の同意
§	指定景観資源の指定の通知
§	指定景観資源の現状の変更等の届出
§	条例第32条第4項第1号に規定する規則で定める行為
§	指定景観資源の現状変更行為の完了等の届出
§	指定景観資源の所有者の変更の届出
§	指定景観資源の指定の解除
第3節 保存活用計画の策定等	
§	条例第37条第1項の規定による申出
§	条例第37条第3項第4号に規定する規則に定める事項
§	保存活用建築物の現状変更等の許可の申請
§	保存活用建築物の現状変更等の許可の決定
§	条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める行為
§	保存活用建築物の現状変更等の完了等の届出

第5章 景観形成重要建築物等	
§13の4	条例第28条の3第1項に規定する規則で定めるもの
§13の5	指定等の同意
§13の6	指定の通知
§13の8	現状の変更等の届出
§13の9	条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為
§13の6の2	条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由
§13の8	現状の変更等の届出 ※再掲
§13の7	指定の解除
§13の10	条例第28条の6第1項の規定による申出
§13の11	条例第28条の6第3項第4号に規定する規則に定める事項
§13の12	申出に対する回答の通知
§13の13	現状変更等の許可
§13の14	許可の決定
§13の15	条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為
§13の13	現状変更等の許可 ※再掲



改正案

現行

第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定	
第1節 景観形成市民団体	
§	景観形成市民団体の認定の申請
§	景観形成市民団体の認定の決定
§	景観形成市民団体に係る変更の届出
§	景観形成市民団体の認定の取消しの申請
§	景観形成市民団体の認定の取消し
第2節 景観形成市民協定	
§	景観形成市民協定の認定の申請
§	条例第44条第2項に規定する規則で定める要件
§	協定の認定の決定
§	協定の変更の届出
§	協定の廃止の届出
§	協定の認定の取消し

第6章 景観形成市民団体	
§14	認定の申請
§15	認定の決定
§16	認定の取消し
第7章 景観形成市民協定	
§16の2	認定の申請
§16の3	条例第31条の3第2項に規定する規則で定める要件
§16の4	認定の決定
§16の5	変更の届出
§16の6	廃止の届出
§16の7	認定の取消し

第5章 雑則	
§	施行細目の委任

第9章 雑則	
§32	施行細目の委任

・文化財条例施行規則に移行

第3章 伝統的建造物群保存地区	
-----------------	--

・要綱で定める

第8章 助成等	
§17～31	(交付申請や交付決定等の規定)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 改正案と現行の条文対応関係

※§はひとつの条を示します。改正案については、ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

改正案	現行															
第1章 総則	第1章 総則															
第2章 神戸市指定有形文化財	第2章 神戸市指定有形文化財															
第3章 神戸市指定無形文化財	第3章 神戸市指定無形文化財															
第4章 神戸市指定民俗文化財	第4章 神戸市指定民俗文化財															
第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物	第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物															
第6章 伝統的建造物群保存地区	※神戸市都市景観条例施行規則 第3章 伝統的建造物群保存地区															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>§ 許可の申請等</td></tr> <tr><td>§ 許可の決定</td></tr> <tr><td>§ 終了の届出</td></tr> <tr><td>§ 条例第46条第2項に規定する規則で定める行為</td></tr> <tr><td>§ 国の機関等の協議の手続</td></tr> <tr><td>§ 条例第49条に規定する規則で定める行為</td></tr> <tr><td>§ 通知の手続</td></tr> </table>	§ 許可の申請等	§ 許可の決定	§ 終了の届出	§ 条例第46条第2項に規定する規則で定める行為	§ 国の機関等の協議の手続	§ 条例第49条に規定する規則で定める行為	§ 通知の手続	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>§6 許可の申請等</td></tr> <tr><td>§7 許可の決定</td></tr> <tr><td>§8 完了等の通知</td></tr> <tr><td>§9 条例第21条第2項に規定する規則で定める行為</td></tr> <tr><td>§10 国の機関等の協議の手続</td></tr> <tr><td>§11 条例第24条に規定する規則で定める行為</td></tr> <tr><td>§12 通知の手続</td></tr> <tr><td>§13 条例第12条第1項の規定による届出の特例</td></tr> </table>	§6 許可の申請等	§7 許可の決定	§8 完了等の通知	§9 条例第21条第2項に規定する規則で定める行為	§10 国の機関等の協議の手続	§11 条例第24条に規定する規則で定める行為	§12 通知の手続	§13 条例第12条第1項の規定による届出の特例
§ 許可の申請等																
§ 許可の決定																
§ 終了の届出																
§ 条例第46条第2項に規定する規則で定める行為																
§ 国の機関等の協議の手続																
§ 条例第49条に規定する規則で定める行為																
§ 通知の手続																
§6 許可の申請等																
§7 許可の決定																
§8 完了等の通知																
§9 条例第21条第2項に規定する規則で定める行為																
§10 国の機関等の協議の手続																
§11 条例第24条に規定する規則で定める行為																
§12 通知の手続																
§13 条例第12条第1項の規定による届出の特例																
第7章 神戸市登録文化財	第6章 神戸市登録文化財															
第8章 神戸市地域文化財	第7章 神戸市地域文化財															
第9章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産	第8章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産															
第10章 文化環境保存区域	第9章 文化環境保存区域															
第11章 市が指定した文化財の保存技術の保護	第10章 市が指定した文化財の保存技術の保護															
第12章 神戸市文化財保護審議会	第11章 神戸市文化財保護審議会															
第13章 補則	第12章 補則															

神戸市都市景観条例施行規則

(昭和54年規則第58号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 都市景観形成地域等（第3条―第5条）
- 第3章 伝統的建造物群保存地区（第6条―第13条）
- 第4章 景観形成指定建築物等（第13条の2・第13条の3）
- 第5章 景観形成重要建築物等（第13条の4―第13条の15）
- 第6章 景観形成市民団体（第14条―第16条）
- 第7章 景観形成市民協定（第16条の2―第16条の7）
- 第7章の2 景観デザイン協議等（第16条の8―第16条の22）
- 第8章 助成（第17条―第31条）
- 第9章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、へい（建築物に該当するものを除く。）、かき、さく、金網（その支持物を含む。）、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）
- (3) 煙突（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に該当するものを除く。）
- (4) アンテナ
- (5) 物干場
- (6) 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (7) 高架水そう（建築設備に該当するものを除く。）
- (8) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (9) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）
- (12) 鉱物、岩石、土砂その他これらに類するものを粉砕する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (14) アスファルト、コンクリート、コールドールその他これらに類するものを製造する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (15) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

第2章 都市景観形成地域等

(条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める行為)

第3条 条例第12条第1項第3号に規定する宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
- (2) 樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採
- (3) 樹木の集団でその存する土地の面積が500平方メートル以上あるもの又は生けがきをなす樹木の集団でその生けがきの長さが30メートル以上あるもので、市長が別に指定するものの伐採

(行為の届出等)

第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、様式第1号による都市景観形成地域等内における行為の届出書（以下「届出書」という。）を市長に提出して行うものとする。届けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出には、別表第1の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第12条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第2号による都市景観形成地域等内における行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

(条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する色彩の変更)

第4条の2 条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるものは、道路、公園、広場、河川又は海に面する外壁又はこれに類するもののいずれか1面の過半にわたる色彩の変更とする。

(条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示等)

第4条の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更は、神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第5条第1項の規定により許可を受けなければならない広告物（条例第10条第1項の規定により指定された北野町山本通都市景観形成地域にあつては、表示部分の面積が1個につき5平方メートルを超えるものに限る。以下この条において同じ。）の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は神戸市屋外広告物条例第5条第5項の規定による許可に係る広告物の移転若しくはその内容の変更若しくは広告物を掲出する物件の改造、移転、修繕若しくは色彩の変更とする。

(条例第12条第2項に規定する規則で定める行為)

第5条 条例第12条第2項に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物（門、へい、屋外階段、高架水そう及び冷却塔を除く。）の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更でその行為に係る部分の高さが5メートル以下、外部面積の合計が10平方メートル以下のもの又はその行為に係る部分の高さが5メートル以下、床面積の合計が10平方メートル以

下のもの

(2) 次に掲げる建築物の新築, 増築, 改築, 移転, 除却, 大規模の修繕, 大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更

ア 高さが2メートル以下の門

イ 高さが2メートル以下, 長さが5メートル以下のへい

ウ 地上2階建以下の建築物の屋外階段

(3) 地下に設ける建築物等の新築, 増築, 改築, 移転, 除却, 大規模の修繕又は大規模の模様替

(4) 次に掲げる工作物(当該工作物が他の工作物に設置される場合において, 当該設置後に他の工作物とともに構成する物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。)の新築, 増築, 改築, 移転, 除却, 大規模の修繕, 大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更

ア 第2条第1号及び第2号に規定する工作物で高さが2メートル以下, 長さが5メートル以下のもの

イ 第2条第3号及び第4号に規定する工作物で高さが5メートル以下のもの

ウ 第2条第5号に規定する工作物で築造面積が5平方メートル以下のもの

エ 第2条第6号に規定する工作物で高さが4メートル以下, 外部面積の合計が5平方メートル以下のもの

オ 第2条第7号に規定する工作物で高さが8メートル以下のもの

カ 第2条第11号に規定する工作物で高さが13メートル以下のもの

キ 第2条第13号に規定する工作物で高さが13メートル以下のもの

(5) 第2条に規定する工作物で仮設のものの新築, 増築, 改築, 移転, 除却, 大規模の修繕, 大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更

(6) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐, 枝打, 整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項に規定する森林病害虫等を防除するために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

(8) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業の施行として行う行為

(9) 条例第20条第1項に規定する保存計画に定められた条例第19条に規定する保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為

(10) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(11) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第3章 伝統的建造物群保存地区

(許可の申請等)

第6条 条例第21条第1項の許可の申請は, 様式第3号による伝統的建造物群保存地区内における行為の許可申請書(以下「許可申請書」という。)を市長に提出して行わなければならない。申請した内容を変更しようとするときも, 同様とする。

2 前項の許可申請書には, 別表第2の行為の欄に掲げる行

為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし, 市長が特に添付を要しないと認めるものについては, この限りでない。

3 市長は, 前項に規定する図書のほか, 必要と認める図書の添付を求めることができる。

(許可の決定)

第7条 市長は, 前条の規定により許可の申請があつたときは, 速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は, 条例第21条第1項の許可をしたときは様式第4号による伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書により, 許可をしなかつたときはその旨を記載した文書により, 申請者に通知するものとする。

(完了等の通知)

第8条 条例第21条第1項の許可を受けた者は, 当該許可に係る行為を完了し, 又は中止したときは, 速やかにその旨を様式第5号による伝統的建造物群保存地区内における行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

(条例第21条第2項に規定する規則で定める行為)

第9条 条例第21条第2項に規定する通常の管理行為, 軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは, 次に掲げる行為とする。

(1) 地下に設ける建築物その他の工作物の新築, 増築, 改築, 移転又は除却

(2) 条例第20条第2項第2号に規定する伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で次に掲げるもの(当該建築物その他の工作物が他の建築物その他の工作物に設置される場合において, 当該設置後に他の建築物その他の工作物とともに構成する物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。)の新築, 増築, 改築, 移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕, 模様替若しくは色彩の変更

ア 第2条第3号及び第4号に規定する工作物で高さが5メートル以下のもの

イ 第2条第5号に規定する工作物で築造面積が5平方メートル以下のもの

ウ 第2条第7号に規定する工作物で高さが8メートル以下のもの

(3) 建築物以外の工作物で仮設のものの新築, 増築, 改築, 移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕, 模様替若しくは色彩の変更

(4) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は掲出のために必要な建築物その他の工作物の新築, 増築, 改築, 移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕, 模様替若しくは色彩の変更

(5) 兵庫県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(6) 宅地の造成その他の土地の形質の変更でその水平投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが1メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(7) 第5条第6号に規定する行為

(8) 第5条第9号に規定する行為

(9) 第5条第10号に規定する行為

(10) 第5条第11号に規定する行為

(国の機関等の協議の手続)

第10条 条例第23条の規定による協議は, 第6条第2項及び第3項の規定による図書を添付した様式第6号による伝統的建造物群保存地区内における行為の協議申出書を提

出して行うものとする。

(条例第24条に規定する規則で定める行為)

- 第11条 条例第24条に規定する都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
- (1) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
 - (4) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
 - (5) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
 - (7) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
 - (8) 交通監視塔その他の道路交通の安全のために必要な施設の設置又は管理に係る行為
 - (9) 気象、海象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
 - (10) 都市公園法による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
 - (11) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
 - (12) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
 - (13) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (14) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (15) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
 - (16) 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (17) 有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する線路若しくは空中線系の設置又は管理に係る行為
 - (18) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気

工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

- (19) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (20) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為(通知の手続)

第12条 条例第24条の規定による通知は、第6条第2項及び第3項の規定による図書を添付した様式第7号による伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書を提出して行うものとする。

(条例第12条第1項の規定による届出の特例)

第13条 市長は、条例第21条第1項の許可の申請、条例第23条の規定による協議の申出又は条例第24条の規定による通知があつたときは、当該許可の申請、協議の申出又は通知に係る行為について、条例第12条第1項の規定による届出があつたものとみなすことができる。

第4章 景観形成指定建築物等

(景観形成指定建築物等)

第13条の2 条例第26条に規定する景観形成指定建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 商業地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。以下同じ。)にあつては、高さ31メートル又は建築面積若しくは築造面積2,000平方メートルを超える建築物等
 - (2) 商業地域を除く市街化区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)にあつては、高さ20メートル又は建築面積若しくは築造面積2,000平方メートルを超える建築物等
 - (3) 市街化調整区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。)にあつては、高さ15メートル又は建築面積若しくは築造面積1,000平方メートルを超える建築物等
 - (4) 神戸市屋外広告物条例第2条第1項の規定によりその表示に許可を要する広告物又はその設置に許可を要する物件に掲出された広告物のうち、高さが4メートルを超え、又は表示部分の面積が20平方メートル以上であるもの
- 2 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分が前項各号に掲げるものに該当するときに限るものとする。

(行為の届出等)

第13条の3 条例第26条の規定による届出は、様式第7号の2による景観建築届出書を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の景観建築届出書には、別表第3の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第26条の規定による届出に係る行為を完了し、又は

中止したときは、速やかにその旨を様式第7号の3による景観建築届出に係る行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

第5章 景観形成重要建築物等

(条例第28条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第13条の4 条例第28条の3第1項に規定する樹木、樹林その他規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古墳、城跡その他の遺跡
- (2) 庭園
- (3) 地質鉱物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観形成重要建築物等と一体をなしてその価値を形成していると認めるもの

(指定等の同意)

第13条の5 条例第28条の3第2項(条例第28条の4第2項において準用する場合を含む。)の所有者等の同意は、様式第7号の4による景観形成重要建築物等の指定等に係る同意書を市長に提出して行うものとする。

(指定の通知)

第13条の6 市長は、条例第28条の3第1項の規定による指定をしたときは、様式第7号の5による景観形成重要建築物等の指定通知書を当該指定に係る景観形成重要建築物等の所有者等に交付するものとする。

(条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由)

第13条の6の2 条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する用途に使用されたとき。
- (2) 条例第28条の8第1項の許可を得ず、又は虚偽の申請により、当該許可を必要とする行為をしたとき。
- (3) 条例第28条の8第5項の命令に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が理由があると認めるとき。

(指定の解除)

第13条の7 市長は、条例第28条の3第4項の規定による解除をしたときは、様式第7号の6による景観形成重要建築物等の指定解除通知書を当該解除に係る景観形成重要建築物等の所有者等に交付するものとする。

(現状の変更等の届出)

第13条の8 条例第28条の4第3項の規定による現状の変更の届出は、様式第7号の7による景観形成重要建築物等の現状変更行為の届出書を市長に提出して行うものとする。

2 前項の現状変更行為の届出書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第28条の4第3項の規定による現状の変更の届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第7号の8による景観形成重要建築物等の現状変更行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

5 条例第28条の4第3項の規定による権利の移転の届出は、様式第7号の9による景観形成重要建築物等の権利移転の届出書を市長に提出して行うものとする。

(条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行

為)

第13条の9 条例第28条の4第4項第1号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 地下に設ける建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 第5条第6号に規定する行為

(3) 第5条第10号に規定する行為

(条例第28条の6第1項の規定による申出)

第13条の10 条例第28条の6第1項の規定による申出は、様式第7号の10による景観形成重要建築物等の保存活用に係る申出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申出書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(条例第28条の6第3項第4号に規定する規則に定める事項)

第13条の11 条例第28条の6第3項第4号に規定する規則で定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 景観形成重要建築物等の保存及び管理に関する事項

(2) 景観形成重要建築物等の活用に関する事項

(3) 景観形成重要建築物等の防災に関する事項

(4) 景観形成重要建築物等の環境の保全に関する事項

(5) 景観形成重要建築物等の保存及び活用に係る手続に関する事項

(申出に対する回答の通知)

第13条の12 条例第28条の6第4項の規定による通知は、様式第7号の11による景観形成重要建築物等の保存活用に係る回答通知書により行うものとする。

(現状変更等の許可)

第13条の13 条例第28条の8第1項の許可を受けようとする者は、様式第7号の12による景観形成重要建築物等の現状変更等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第28条の8第1項の規定により許可を受けた変更又は行為が完了したときは、速やかに、様式第7号の13による景観形成重要建築物等の現状変更等完了届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第13条の14 市長は、条例第28条の8第1項の許可をしたときは様式第7号の14による景観形成重要建築物等の現状変更等許可通知書により、同項の許可をしなかったときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

(条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為)

第13条の15 条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 第13条の9第2号及び第3号に規定する行為
- (2) 条例第28条の6第1項に規定する保存活用計画において、通常の管理行為若しくは軽易な行為として定められた行為又は条例第28条の8第1項の許可を要しないものとして特に定められた行為

第6章 景観形成市民団体

(認定の申請)

第14条 条例第30条の規定による申請は、次に掲げる図書を添付した様式第8号による景観形成市民団体認定申請書を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成市民団体の規約
- (2) 景観形成市民団体の活動区域を示す図面
- (3) 景観形成市民団体の活動区域内の大多数の住民の当該景観形成市民団体の活動を支持する旨の同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書(認定の決定)

第15条 市長は、前条の規定により景観形成市民団体の認定の申請があつたときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第29条の規定により景観形成市民団体の認定をしたときは、様式第9号による景観形成市民団体認定通知書により、景観形成市民団体の認定をしなかつたときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第16条 市長は、条例第31条の規定により景観形成市民団体の認定を取り消したときは、速やかに様式第10号による景観形成市民団体認定取消通知書によりその旨を当該市民団体等に通知するものとする。

第7章 景観形成市民協定

(認定の申請)

第16条の2 条例第31条の3第1項の規定による景観形成市民協定(以下「協定」という。)の認定の申請は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の2による景観形成市民協定認定申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 景観形成市民協定書
- (2) 協定の対象となる区域を示す図面
- (3) 認定の申請をしようとする者が、協定を締結した者の代表者(以下「代表者」という。)であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書(条例第31条の3第2項に規定する規則で定める要件)

第16条の3 条例第31条の3第2項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 協定の有効期間が5年以上であること。
- (2) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (3) 公益上等の支障がないこと。

(認定の決定)

第16条の4 市長は、第16条の2の規定により協定の認定の申請があつたときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第31条の3第2項の規定による協定の認定をしたときは様式第10号の3による景観形成市民協定認定通知書により、協定の認定をしなかつたときはその旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第16条の5 条例第31条の3第4項の規定による協定の変

更の届出は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の4による景観形成市民協定変更届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 変更後の景観形成市民協定書
- (2) 協定を変更した理由書
- (3) 協定の対象となる区域を示す図面(協定の対象となる区域を変更した場合に限る。)
- (4) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書(廃止の届出)

第16条の6 条例第31条の3第4項の規定による協定の廃止の届出は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の5による景観形成市民協定廃止届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 協定を廃止した理由書
- (2) 協定の廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類
- (3) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書(認定の取消し)

第16条の7 市長は、条例第31条の3第5項の規定により協定の認定を取り消したときは、速やかに様式第10号の6による景観形成市民協定取消通知書によりその旨を代表者に通知するものとする。

第7章の2 景観デザイン協議等

(計画段階景観デザイン協議申出書の提出)

第16条の8 条例第31条の5第2項の規定による協議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下この章において同じ。)、住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この章において同じ。)及び電話番号
- (3) 設計者(代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者)の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第31条の5第1項の協議を行うために必要なものとして市長が定める事項(計画段階景観デザイン協議申出書に添付する図書)

第16条の9 条例第31条の5第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真及び図面
- (3) 配置図
- (4) 建築が予定されている建築物の規模に係る図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書(計画段階景観デザイン評価に関する回答書等)

第16条の10 条例第31条の6第4項の規定による回答は、次に掲げる事項を記載した回答書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 回答年月日

- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
 - (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
 - (4) 景観影響建築行為を行う場所
 - (5) 景観影響建築行為の概要
 - (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
 - (7) 条例第31条の6第3項の規定により通知された意見に対する回答
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書面に回答に係る図書を添付することを求めることができる。
（設計段階における景観デザイン協議を行う時期）
- 第16条の11 条例第31条の9第1項に規定する規則で定める日は、景観影響建築行為に係る工事に着手する日の90日前の日とする。ただし、次に掲げる行為を行おうとするときは、景観影響建築行為に係る工事に着手する日の180日前の日とする。
- (1) 高さが45メートルを超える建築物の新築、増築（高さが45メートルを超える部分の増築に限る。）及び改築
 - (2) 建築基準法第59条の2第1項の規定の適用を受けようとする建築物の新築、増築及び改築
- （設計段階景観デザイン協議申出書の提出）
- 第16条の12 条例第31条の9第2項の規定による協議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。
- (1) 申出年月日
 - (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
 - (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
 - (4) 景観影響建築行為を行う場所
 - (5) 景観影響建築行為の概要
 - (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
 - (7) 住民説明会（条例第31条の10第1項の規定に基づき開催する住民に対する説明会をいう。以下この章において同じ。）を開催する日時及び場所
 - (8) 条例第31条の11第1項に規定する景観形成市民団体への説明を行う日時及び場所
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、条例第31条の9第1項の協議を行うために必要なものとして市長が定める事項（設計段階景観デザイン協議申出書に添付する図書）
- 第16条の13 条例第31条の9第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 付近見取図
 - (2) 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真及び図面
 - (3) 配置図
 - (4) 各階平面図
 - (5) 2面以上の立面図
 - (6) 建築物の主要な部分に係る2面以上の断面図
 - (7) 門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園その他の施設の敷地内の外部構成を記載した平面図
 - (8) 周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図面又は行為地及び周辺の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図面
 - (9) 第16条の16第3項第2号に規定する図書を配布し、又は回覧する区域の範囲を示す図書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- （設計段階における景観デザイン協議の申出があつた旨の公告）

- 第16条の14 条例第31条の9第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
 - (2) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
 - (3) 景観影響建築行為の概要
 - (4) 住民説明会を開催する日時及び場所（住民説明会を開催しなければならない景観影響建築行為）
- 第16条の15 条例第31条の10第1項に規定する規則で定める行為は、第16条の11各号に掲げる行為とする。
（住民説明会の開催）
- 第16条の16 住民説明会は、次の各号のいずれにも該当する期間内に開催しなければならない。
- (1) 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行つた日から起算して6週間を経過する日以前であること。
 - (2) 条例第31条の9第4項の規定に基づく公告を行つた日以降であること。
- 2 住民説明会は、行為地に近接し、かつ、市長が適当であると認める場所において開催しなければならない。
- 3 景観影響建築行為予定者は、次に掲げる方法により、住民説明会を開催する旨を近隣の住民に周知しなければならない。
- (1) 行為地に次に掲げる事項を表示した標識を設置すること。
 - ア 行為地において景観影響建築行為を行う旨
 - イ 住民説明会を開催する日時及び場所
 - ウ 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
 - エ 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
 - オ 景観影響建築行為の概要
 - カ 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
 - キ 第16条の13第8号に掲げる図面
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
 - (2) 次に掲げる図書を配布し、又は回覧すること。
 - ア 次に掲げる事項を記載した書面
 - (ア) 住民説明会を開催する日時及び場所
 - (イ) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
 - (ウ) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
 - (エ) 景観影響建築行為の概要
 - (オ) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
 - イ 第16条の13第8号に掲げる図面
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法
- 4 景観影響建築行為予定者は、住民説明会において、第16条の13第1号から第8号までに掲げる図書及びその他の市長が必要があると認める図書を開示しなければならない。
（住民説明会結果提出書の作成及び提出）
- 第16条の17 条例第31条の10第2項の規定に基づく書面の作成及び提出は、次に掲げる事項を記載した提出書によらなければならない。
- (1) 提出年月日
 - (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
 - (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号

- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 住民説明会の景観影響建築行為予定者側の出席者の氏名、住所及び電話番号
- (8) 住民説明会における住民からの意見及び当該意見への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 景観影響建築行為予定者は、住民説明会の結果、景観影響建築行為の概要を変更する場合において、条例第31条の9第3項の規定により添付していた第16条の13各号に掲げる図書にも変更が生じるときは、当該変更が生じる図書を前項の提出書に添付しなければならない。

(景観形成市民団体への説明)

第16条の18 条例第31条の11第1項の規定に基づく景観形成市民団体への説明は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 条例第31条の10第1項の規定に基づき住民に対する説明会を開催しなければならない場合 次のいずれにも該当する期間内

ア 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行った日から起算して6週間を経過する日以前であること。

イ 条例第31条の9第4項の規定に基づく公告を行った日以降であること。

- (2) 条例第31条の10第1項の規定に基づく住民に対する説明会を開催する必要がない場合 次のいずれにも該当する期間内

ア 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行った日から起算して4週間を経過する日以前であること。

イ 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行った日以降であること。

2 景観影響建築行為予定者は、条例第31条の11第1項の規定に基づき景観形成市民団体に対して説明を行うときは、第16条の13第1号から第8号までに掲げる図書及びその他の市長が必要があると認める図書を開示しなければならない。

(景観形成市民団体への説明結果提出書の作成及び提出)

第16条の19 条例第31条の11第2項の規定に基づく書面の作成及び提出は、次に掲げる事項を記載した提出書によらなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 景観形成市民団体への説明を行った者の氏名、住所及び電話番号
- (8) 景観形成市民団体への説明を行った際の景観形成市民団体からの意見及び当該意見への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 景観影響建築行為予定者は、景観形成市民団体への説明の結果、景観影響建築行為の概要を変更する場合において、条例第31条の9第3項の規定により添付していた第16条の13各号に掲げる図書にも変更が生じるときは、当該変更が生じる図書を前項の提出書に添付しなければならない。

(設計段階景観デザイン評価に関する回答書等)

第16条の20 条例第31条の12第4項の規定による回答は、次に掲げる事項を記載した回答書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 回答年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 条例第31条の12第3項の規定により通知された意見に対する回答
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書面に回答に係る図書を添付することを求めることができる。

(成立した協議の内容の変更に係る協議の申出)

第16条の21 条例第31条の15第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書によらなければならない。

- (1) 申出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 変更しようとする事項の概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申出書には、第16条の13各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為)

第16条の22 条例第31条の18ただし書に規定する規則で定める行為は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事に関する行為とする。

第8章 助成

(保存助成金)

第17条 条例第32条の規定による保存地区内における建築物その他の工作物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧に係る助成は、予算の範囲内において、保存助成金を交付することにより行う。

(保存助成金の交付申請)

第18条 保存助成金の交付の申請は、次に掲げる図書を添付した様式第11号による保存助成金交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費積算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書（保存助成金の交付決定）

第19条 市長は、前条の規定により保存助成金の交付の申請があつたときは、速やかに交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、保存助成金の交付を決定したときは、様式第12号による保存助成金交付決定通知書により、保存助成金の交付を決定しなかつたときは、その旨を記載した文書によ

り申請者に通知するものとする。

3 市長は、保存助成金の交付を決定する場合において、保存助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第20条 保存助成金の交付の決定を受けた者(以下「保存助成対象者」という。)は、当該保存助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、速やかに次に掲げる図書を添付した様式第13号による実績報告書により当該行為の成果を市長に報告しなければならない。

(1) 実施設計図書

(2) 完成写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書(保存助成金の額の確定)

第21条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに当該行為の成果が保存助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき保存助成金の額を確定し、様式第14号による保存助成金確定額通知書により保存助成対象者に通知するものとする。

(保存助成金の交付)

第22条 保存助成対象者は、前条の規定による通知を受けたとき又は受ける前において市長が特に理由があると認めるときは、様式第15号による保存助成金交付請求書により市長に保存助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて、保存助成金を交付するものとする。

(保存助成金の交付決定の取消し)

第23条 市長は、保存助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、保存助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 保存助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 保存助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 不正の手段により保存助成金の交付の決定を受けたとき。

(4) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行つたとき又は目的の達成に必要な市長の指示に従わなかつたとき。

(保存助成金の返還)

第24条 市長は、前条の規定により保存助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に保存助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、第21条の規定により保存助成対象者に交付すべき保存助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える保存助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(景観形成重要建築物等助成金)

第24条の2 条例第32条の2第1項の規定による景観形成重要建築物等の維持、管理、修理等に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成重要建築物等助成金を交付することにより行う。

(景観形成重要建築物等助成金に関する準用)

第24条の3 第18条から第24条までの規定は、景観形成重要建築物等助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
---------	---------	---------

	字句	
第18条(見出しを含む。), 第19条(見出しを含む。), 第20条, 第21条(見出しを含む。), 第22条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	景観形成重要建築物等助成金
第18条	様式第11号による保存助成金交付申請書	様式第15号の2による景観形成重要建築物等助成金交付申請書
第19条第1項, 第21条, 第22条第1項, 第24条第1項	前条	第24条の3において準用する前条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金交付決定通知書	様式第15号の3による景観形成重要建築物等助成金交付決定通知書
第20条, 第21条, 第22条第1項, 第23条, 第24条第2項	保存助成対象者	景観形成重要建築物等助成対象者
第20条	様式第13号による実績報告書	様式第15号の4による景観形成重要建築物等助成金に係る実績報告書
第21条	様式第14号による保存助成金確定額通知書	様式第15号の5による景観形成重要建築物等助成金確定額通知書
第22条第1項	様式第15号による保存助成金交付請求書	様式第15号の6による景観形成重要建築物等助成金交付請求書
第24条第2項	第21条	第24条の3において準用する第21条

(活動助成金)

第25条 条例第33条の規定による景観形成市民団体の活動に係る助成は、予算の範囲内において活動助成金を交付することにより行う。

(活動助成金の交付申請)

第26条 活動助成金の交付の申請は、様式第16号による活動助成金交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

(活動報告)

第27条 活動助成金の交付の決定を受けた景観形成市民団体(以下「活動助成対象団体」という。)は、活動助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに当該活動の成果を市長に報告しなければならない。

(活動助成金の交付)

第28条 活動助成対象団体は、活動助成金の交付の決定の通知を受けたときは、様式第17号による活動助成金交付請求書により市長に活動助成金の交付を請求することができる。

る。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて、活動助成金を交付するものとする。
(活動助成金に関する準用)

第29条 第19条、第21条、第23条及び第24条の規定は、活動助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条(見出しを含む。), 第21条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	活動助成金
第19条第1項	前条	第26条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金 交付決定通知書	様式第18号による活動助成金 交付決定通知書
第21条	前条	第27条
第21条	当該行為の成果	当該活動の成果
第21条	様式第14号による保存助成金 確定額通知書	様式第19号による活動助成金 確定額通知書
第21条、第23条、第24条 第2項	保存助成対象者	活動助成対象団体
第24条第1項	前条	第29条において準用する前条
第24条第2項	第21条	第29条において準用する第21条

(景観形成市民協定助成金)

第29条の2 条例第33条の2の規定による景観形成市民協定に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成市民協定助成金を交付することにより行う。

(景観形成市民協定締結者の活動報告)

第29条の3 景観形成市民協定助成金の交付の決定を受けた代表者は、当該活動の成果を市長に報告しなければならない。

(景観形成市民協定助成金に関する準用)

第29条の4 第19条、第21条、第23条、第24条、第26条及び第28条の規定は、景観形成市民協定助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条(見出しを含む。), 第21条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	景観形成市民協定助成金
第19条第1項	前条	第29条の4において準用する第26条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金 交付決定通知書	様式第19号の3による景観形成市民協定助成金 交付決定通知書

第21条	前条	第29条の3
第21条	当該行為の成果	当該活動の成果
第21条	様式第14号による保存助成金 確定額通知書	様式第19号の4による景観形成市民協定助成金 確定額通知書
第21条、第24条第2項	保存助成対象者	代表者
第23条	保存助成対象者	景観形成市民協定締結した者
第24条第1項	前条	第29条の4において準用する前条
第24条第2項	第21条	第29条の4において準用する第21条
第26条(見出しを含む。), 第28条(見出しを含む。)	活動助成金	景観形成市民協定助成金
第26条	様式第16号による活動助成金 交付申請書	様式第19号の2による景観形成市民協定助成金 交付申請書
第28条第1項	活動助成対象団体	代表者
第28条第1項	様式第17号による活動助成金 交付請求書	様式第19号の5による景観形成市民協定助成金 交付請求書

(景観形成助成金)

第30条 条例第34条の規定による都市景観の形成のために必要な行為に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成助成金を交付することにより行う。

(景観形成助成金に関する準用)

第31条 第18条から第24条までの規定は、景観形成助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条(見出しを含む。), 第19条(見出しを含む。), 第20条、第21条(見出しを含む。), 第22条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	景観形成助成金
第18条	様式第11号による保存助成金 交付申請書	様式第20号による景観形成助成金 交付申請書
第19条第1項、第21条、 第22条第1項、第24条第 1項	前条	第31条において準用する前条 1項
第19条第2項	様式第12号による保存助成金 交付決定通知書	様式第21号による景観形成助成金 交付決定通知書
第20条、第21条、第22条 第1項、第23条、第24条 第2項	保存助成対象者	景観助成対象者

第20条	様式第13号による実績報告書	様式第22号による実績報告書
第21条	様式第14号による保存助成金確定額通知書	様式第23号による景観形成助成金確定額通知書
第22条第1項	様式第15号による保存助成金交付請求書	様式第24号による景観形成助成金交付請求書
第24条第2項	第21条	第31条において準用する第21条

第9章 雑則

(施行細目の委任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、公布の日から起算して1月を経過した日以後に行われる条例第12条第1項に規定する行為について適用する。

附 則 (昭和55年3月21日規則第82号)

この規則は、昭和55年3月21日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日規則第62号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月15日規則第60号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日規則第102号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月31日規則第50号)

この規則は、平成3年11月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月15日規則第50号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年5月15日規則第9号)

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日規則第4号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規則第22号)

この規則は、平成23年1月20日から施行する。

附 則 (平成23年12月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月22日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項	行為	図書			
		種類	縮尺	部数	備考
1	建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	200分の1以上	2	
		各階の平面図	200分の1以上	2	
		各面の立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する
		各面の立面図	200分の1以上	2	建築設備及び各

					部仕上げを記載すること。
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	2		
	外構平面図	200分の1以上	2		植栽は木竹名を記載すること。
	状況カラー写真		1		
	完成予想図書		1		建築物の新築又は改築を行う場合で当該建築物の階数が地上3以上、その延べ面積(地階部分の面積を除く。以下同じ。)が500平方メートル以上及び建築物の増築を行う場合で当該建築物の増築後の階数が地上3以上、その延べ面積が500平方メートル以上のものについてのみ添付すること。
2	建築物等の移転又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		状況カラー写真		1	
3	建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	200分の1以上		
		立面図	200分の1以上	1	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		状況カラー写真		1	
4	広告物の表示等	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	200分の1以上	1	
		構造図	200分の1以上	1	
		完成予想図書		1	
		状況カラー写真		1	
5	宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		地形図	1,000分の1以上	1	
		平面図	500分の1以上	1	変更前は点線、変更後は実線で記載すること。

		断面図	500分の1以上	1	変更前は点線, 変更後は実線で記載すること。
		のり面断面図	50分の1以上	1	変更前は点線, 変更後は実線で記載し, 併せてのり面処理材料を記載すること。
		植栽計画図	200分の1以上	1	保存する木材, 伐採する木竹, 移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし, 併せて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
6	木竹の伐採	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		地形図	500分の1以上	1	伐採する木竹, 移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし, 併せて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	

注意

- この表において「外構平面図」とは, 門, かき, へい, 擁壁, 植栽, 玄関回り, 敷地内通路, 庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況カラー写真」とは, 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- この表において「完成予想図書」とは, 周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図書をいう。

別表第2 (第6条関係)

項	行為	図書			
		種類	縮尺	部数	備考
1	伝統的建築物の増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	100分の1以上	2	
		各階の平面図	100分の1以上	2	
		各面の立面図	100分の1以上	2	着色し, 露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	
		主要部2面以上のかな	30分の1以上	2	

		ばかり図			
		外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
		完成予想図書		1	
		工事仕様書		2	
2	伝統的建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	100分の1以上	2	
		立面図	100分の1以上	2	着色し, 露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
		工事仕様書		2	
3	伝統的建築物の移転又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	100分の1以上	2	
		各階の平面図	100分の1以上	2	
		各面の立面図	100分の1以上	2	着色し, 露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	
		主要部2面以上のかな	30分の1以上	2	
		外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
		完成予想図書		1	移転の場合についてのみ添付すること。
		除却済予想図書		1	除却及び同一保存地区内における移築について添付すること。
		工事仕様書		2	
4	伝統的建築物以外の建築物その他の工作物の新築, 増築又は改築のうち保存計画	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	100分の1以上	2	
		各階の平面図	100分の1以上	2	
		各面の立面図	100分の1以上	2	着色し, 露出する建築設備及び各部仕上げを記載

	により定められた修景基準によるもの	主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	すること。
		主要部2面以上のかなばかり図	30分の1以上	2	
		外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
		完成予想図書		1	
		工事仕様書		2	外観及び構造耐力上主要な部分についてのみ記載すること。
5	伝統的建築物以外の建築物その他の工作物の新築、増築又は改築のうち保存計画により定められた許可基準によるもの	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	200分の1以上	2	
		各階の平面図	200分の1以上	2	
		各面の立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		主要部2面以上の断面図	200分の1以上	2	
		外構平面図	200分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
		完成予想図書		1	建築物の新築若しくは改築を行う場合で当該建築物の階数が地上3以上、その延べ面積(地階部分の面積を除く。以下同じ。)が300平方メートル以上のもの又は建築物の増築を行う場合で当該建築物の増築後の階数が地上3以上、その延べ面積が300平方メートル以上のものについてのみ添付すること。
6	伝統的建築物以外の建築物その他の工作物の	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	200分の1以上	2	移転前は点線、移転後は実線で記載すること。

	移転又は除却	外構平面図	200分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
7	伝統的建築物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		配置図	200分の1以上	2	
		立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		断面図	200分の1以上	2	
		外構平面図	200分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
8	伝統的建築物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること。
		状況カラー写真		1	
		色彩の変更			
9	宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		地形図	1,000分の1以上	2	
		平面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載すること。
		断面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載すること。
		のり面断面図	50分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載し、あわせてのり面処理材料を記載すること。
		植栽計画図	200分の1以上	2	保存する木材、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
10	木竹の伐採	付近見取図	2,500分の1以上	2	
		地形図	500分の1以上	2	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する

				木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真	1	
11	土石類の採取	付近見取図	2,500分の1以上	2
		地形図	500分の1以上	2
		平面図	200分の1以上	2
		断面図	200分の1以上	2
		状況カラー写真		1

注意

- この表において「外構平面図」とは、門、かき、へい、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- この表において「完成予想図書」とは、周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図書をいう。
- この表において「除却済予想図書」とは、伝統的建造物の除却後の行為地及び周辺の土地の状況を示す図書をいう。

別表第3（第13条の3関係）

項	行為	図書			
		種類	縮尺	部数	備考
1	建築物等の新築、増築、改築、周辺環境及び大規模の修繕又は大規模の様替	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	300分の1以上	1	道路及び隣接建築物の位置等も記載すること。
		各階の平面図	300分の1以上	1	
		各面の立面図	300分の1以上	1	各部の仕上げを記載すること。
		主要部の断面図	300分の1以上	1	
		外構平面図	300分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
2	建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	300分の1以上	1	
		立面図	300分の1以上	1	着色し、各部の仕上げを記載すること。

					こと。
		状況カラー写真		1	
3	広告物の表示又は内容の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	300分の1以上	1	
		構造図	300分の1以上	1	
		完成予想図書		1	
		状況カラー写真		1	

注意

- この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- この表において「完成予想図書」とは、周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図書をいう。

別表第4（第13条の8、第13条の10、第13条の13関係）

項	行為	図書			
		種類	縮尺	部数	備考
1	建築物等の増築、改築、修繕又は模様替	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	200分の1以上	1	
		各階の平面図	200分の1以上	1	
		各面の立面図	200分の1以上	1	着色し、各部仕上げを記載すること。
		主要部2面以上の断面図	200分の1以上	1	
		外構平面図	200分の1以上	1	植栽は木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
2	建築物等の移転又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		状況カラー写真		1	
3	建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		配置図	200分の1以上	1	
		立面図	200分の1以上	1	着色し、各部仕上げを記載すること。
		状況カラー写真		1	

4	土地の形状の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		地形図	1,000分の1以上	1	
		平面図	500分の1以上	1	変更前は点線, 変更後は実線で記載すること。
		断面図	500分の1以上	1	変更前は点線, 変更後は実線で記載すること。
		のり面断面図	50分の1以上	1	変更前は点線, 変更後は実線で記載し, 併せてのり面処理材料を記載すること。
		植栽計画図	200分の1以上	1	保存する木材, 伐採する木竹, 移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし, 併せて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	
5	木竹の伐採	付近見取図	2,500分の1以上	1	
		地形図	500分の1以上	1	保存する木竹, 伐採する木竹, 移植する木材及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし, 併せて木竹名を記載すること。
		状況カラー写真		1	

注意

- この表において「外構平面図」とは, 門, かき, へい, 擁壁, 植栽, 玄関回り, 敷地内通路, 庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況カラー写真」とは, 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- この表において「完成予想図書」とは, 周辺の状況を含む着色した建築物等の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物等を合成した図書をいう。

様式 略

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 (令和2年規則第95号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 神戸市指定有形文化財(第3条—第14条)
 - 第3章 神戸市指定無形文化財(第15条—第18条)
 - 第4章 神戸市指定民俗文化財(第19条・第20条)
 - 第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物(第21条—第24条)
 - 第6章 神戸市登録文化財(第25条—第45条)
 - 第1節 通則等(第25条・第26条)
 - 第2節 神戸市登録有形文化財(第27条—第35条)
 - 第3節 神戸市登録無形文化財(第36条—第40条)
 - 第4節 神戸市登録民俗文化財(第41条・第42条)
 - 第5節 神戸市登録史跡名勝天然記念物(第43条—第45条)
 - 第7章 神戸市地域文化財(第46条—第48条)
 - 第8章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産(第49条・第50条)
 - 第9章 文化環境保存区域(第51条—第53条)
 - 第10章 市が指定した文化財の保存技術の保護(第54条・第55条)
 - 第11章 神戸市文化財保護審議会(第56条—第61条)
 - 第12章 補則(第62条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は, 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は, 条例の例による。

第2章 神戸市指定有形文化財

(指定書の交付等)

第3条 条例第6条第4項に規定する指定書は, 様式第1号による。

2 神戸市指定有形文化財の所有者(以下この章において単に「所有者」という。)は, 指定書が滅失し, 若しくは破損し, 又はこれを亡失し, 若しくは盗み取られたときは, 様式第2号による指定書等再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を市長に提出して, 指定書の再交付を受けるものとする。

3 指定書が破損したことにより, 前項の規定により指定書の再交付を受けようとする所有者は, 再交付申請書に当該指定書を添えて市長に提出しなければならない。

4 亡失し, 又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた所有者は, 当該亡失し, 又は盗み取られた指定書を発見し, 又は回復したときは, 速やかに, 再交付された指定書を市長に返付しなければならない。

(管理責任者選任等届)

第4条 条例第8条第3項の規定による届出は, 様式第3号による管理責任者選任等届出書に管理責任者に選任された者の承諾書を添えて市長に提出して行う。

(所有者等変更届)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、様式第4号による所有者等変更届出書を市長に提出して行う。

2 前項の規定は、条例第9条第2項及び第3項の規定による届出について準用する。

(滅失等届)

第6条 条例第10条の規定による届出は、様式第5号による滅失等届出書を市長に提出して行う。

(所在の変更)

第7条 条例第11条の規定による届出は、様式第6号による所在場所変更届出書を市長に提出して行う。ただし、所在の場所を変更した後1年以内に当該変更前の所在の場所又は指定書に記載された所在の場所に復することが明らかかな場合は、指定書を添えることを要しない。

2 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 条例第13条第1項の規定により補助金を交付されて行われる管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(2) 条例第15条第1項の規定により勧告された管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置又は同条第2項の規定により勧告された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(3) 条例第17条第1項の規定により許可を受けて行われる現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のため所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 条例第18条第1項の規定により届け出された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 条例第20条第1項又は第4項の規定により勧告された出品又は公開のため所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 条例第23条第1項の規定により許可を受け、又は届け出された展覧会その他の催しにおいて公開するため所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、非常災害のため必要な応急措置として所在の場所を変更したときは、様式第6号による所在場所変更届出書を市長に提出しなければならない。

(管理又は修理費補助の申請)

第8条 条例第13条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする所有者は、様式第7号による文化財保護事業補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1箇月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業完了報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(有償譲渡の場合の納付金)

第9条 条例第16条第1項の規定により行う納付は、第3項に規定する納付金額を市長が指定する期日までに行わなければならない。

2 条例第16条第2項に規定する規則で定める特別の理由がある場合は、非常災害その他の当該神戸市指定有形文化財の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第2

次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。)の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合とする。

3 条例第16条第3項に規定する納付金額の算定は、補助金の額を、補助に係る修理等を施した神戸市指定有形文化財又はその部分につき市長が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以降神戸市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額から当該修理が行われた後神戸市指定有形文化財の修理のため自己の費やした金額を控除して得た金額に相当する金額とする。

(現状変更等許可)

第10条 条例第17条第1項の規定により許可を受けようとする所有者又は管理責任者は、様式第8号による現状変更等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条第1項の規定により許可を受けた現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、速やかに、様式第9号による現状変更等・修理終了届出書(以下「現状変更修理終了届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第11条 条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる範囲とする。

(1) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定有形文化財をその指定当時の原状(当該指定後に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状の変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状)に復するために必要な範囲。

(2) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置の範囲。

(修理届等)

第12条 条例第18条第1項の規定による届出は、様式第10号による修理届出書を市長に提出して行う。

2 条例第18条第1項の規定により届け出された修理が終了したときは、速やかに、現状変更修理終了届出書を市長に提出しなければならない。

(市の負担とする出品費用)

第13条 条例第20条第3項の規定により出品のために要する費用のうち市が負担するものについて規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 出品のため神戸市指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費

(2) 特別の事由により出品期間中に神戸市指定有形文化財を移動する場合において、市長が承認したときは、その移動に要する荷造費及び運送費

(3) 前2号の移動の際、市長が必要と認めて神戸市指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(公開許可申請)

第14条 条例第23条第1項の規定により許可を受けようとする所有者又は管理責任者は、様式第11号による公開許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第23条第1項ただし書に規定する規則で定める施設は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設とする。

3 条例第23条第1項ただし書の規定による届出は、様式第

12号による公開届出書を市長に提出して行う。

第3章 神戸市指定無形文化財

(認定書の交付等)

第15条 市長は、条例第26条第2項の規定による認定及び同条第4項の規定による追加認定をしたときは、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体に様式第13号による認定書を交付する。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、認定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(認定書の返付)

第16条 条例第27条第3項の規定による通知を受けた神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体は、速やかに、認定書を市長に返付しなければならない。

(保持者の届出事由)

第17条 条例第28条の規定による届出は、様式第14号による保持者氏名変更等届出書に認定書を添えて市長に提出して行う。

2 条例第28条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 芸名又は雅号の変更

(2) 保持する神戸市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障

(保存に要する経費補助の申請)

第18条 第8条の規定は、条例第29条第2項に規定する補助金の交付について準用する。

第4章 神戸市指定民俗文化財

(現状変更等届出)

第19条 条例第34条第1項の規定による届出は、様式第15号による現状変更等届出書を市長に提出して行う。ただし、第11条各号に掲げるときは、この限りでない。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第20条 第3条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は、神戸市指定有形民俗文化財について、第8条の規定は、神戸市指定無形民俗文化財について準用する。

第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置の同意)

第21条 条例第40条に規定する標識及び説明板の設置は、設置しようとする場所の土地所有者又は権原に基づく占有者の同意を得て行う。

2 前項の同意は、様式第16号による標識等設置同意書により行う。

(土地の所在等異動届)

第22条 条例第41条の規定による届出は、様式第17号による土地の所在等異動届出書を市長に提出して行う。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第23条 条例第43条において準用する条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる範囲とする。

(1) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復するために必要な範囲。

(2) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡し

ている場合において、当該損傷又は衰亡の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置の範囲。

(3) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するために必要な範囲。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第24条 第4条から第6条まで、第8条から第10条まで及び第12条の規定は神戸市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 神戸市登録文化財

第1節 通則等

(通則)

第25条 条例第44条第2項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(登録文化財の種類)

第26条 神戸市登録文化財は、次に掲げるものとする。

(1) 神戸市登録有形文化財

(2) 神戸市登録無形文化財

(3) 神戸市登録有形民俗文化財

(4) 神戸市登録無形民俗文化財

(5) 神戸市登録史跡

(6) 神戸市登録名勝

(7) 神戸市登録天然記念物

第2節 神戸市登録有形文化財

(登録有形文化財の登録)

第27条 神戸市登録有形文化財の登録は、市長が、当該神戸市登録有形文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

2 前項の規定により登録をしたときは、市長は、その旨を告示するとともに、当該神戸市登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録有形文化財の所有者に様式第18号による登録証書を交付しなければならない。

4 第3条第2項から第4項までの規定は、登録証書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(登録の抹消)

第28条 市長は、神戸市登録有形文化財の保存及び活用の措置を講ずる必要がなくなったと認めるときは、その登録を抹消することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による神戸市登録有形文化財の登録の抹消について準用する。

3 前項の規定において準用する前条第2項の規定による登録の抹消の通知を受けたときは、当該神戸市登録有形文化財の所有者は、速やかに、登録証書を市長に返付しなければならない。

(登録有形文化財の所有者等の変更)

第29条 第5条第1項の規定は、神戸市登録有形文化財の所有者が変更したとき及びその氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときについて準用する。

(登録有形文化財の滅失、損傷等)

第30条 第6条の規定は、神戸市登録有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗まれたときについて準用する。

(登録有形文化財の所在の変更)

第31条 神戸市登録有形文化財の所有者は、当該神戸市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第33条第1項の規定により現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行うため届出をして所在の場所を変更する場合は、この限りでない。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録有形文化財の修理等)

第32条 神戸市登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

2 市長は、前項の修理が保存のため必要があると認めるときは、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対し補助金を交付することができる。

3 第8条の規定は、前項に規定する補助金の交付について準用する。

(登録有形文化財の現状変更等の届出等)

第33条 神戸市登録有形文化財に関し、現状を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行うとき。

(2) 神戸市登録有形文化財の損傷の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるとき。

(3) 現状の変更の程度が軽微であるとき。

2 前項の届出は、様式第15号による現状変更等届出書を市長に提出して行う。

3 市長は、現状の変更について神戸市登録有形文化財を保護するため必要な指示をすることができる。

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により届け出された行為が終了したときについて準用する。

(登録有形文化財の公開の勧告)

第34条 市長は、神戸市登録有形文化財の所有者に対し、当該神戸市登録有形文化財を公開することを勧告することができる。

(権利義務の承継)

第35条 神戸市登録有形文化財の所有者が変更したときは、変更後の所有者は、当該神戸市登録有形文化財に関しこの規則の規定により市長が行った指示その他の処分による変更前の所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、変更前の所有者は、当該神戸市登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証書を変更後の所有者に引渡さなければならない。

第3節 神戸市登録無形文化財

(登録無形文化財の登録)

第36条 神戸市登録無形文化財の登録は、市長が、当該神戸市登録無形文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

2 前項の規定により登録をするに当たっては、市長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体（神戸市登録無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

4 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に様式第19号による登録認定書を交付する。

5 第1項の規定による登録をした後においても、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として登録するに足りるものがあると認めるときは、市長はその者を保持者又は保持団体として追加登録することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により追加登録をする場合について準用する。

7 第3条第2項から第4項までの規定は、登録認定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(登録無形文化財の登録の抹消)

第37条 市長は、次に掲げるときは、神戸市登録無形文化財の登録を抹消することができる。

(1) 市長がその保存及び活用の措置を講ずる必要がなくなったと認めるとき。

(2) 保持者のすべてが死亡又は保持団体のすべてが解散したとき。

2 前項の規定による神戸市登録無形文化財の登録の抹消は、その旨を告示するとともに、前項第1号のときは当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

(登録無形文化財の保持者等の氏名等の変更)

第38条 神戸市登録無形文化財の保持者が、氏名、住所、芸名若しくは雅号を変更し、死亡し、又はその保持する神戸市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、保持者又はその相続人は、その旨を市長に届け出なければならない。神戸市登録無形文化財の保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体の代表者又はその代表者であった者について、同様とする。

2 第17条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録無形文化財の保存)

第39条 市長は、神戸市登録無形文化財を保存するため必要があると認めるときは、当該神戸市登録無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他適当な措置を講ずることができる。

2 市長は、神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該神戸市登録無形文化財を保存するために必要な助言をすることができる。

3 市長は、前項の規定による保存に要する経費の一部に充てさせるため補助金を交付することができる。

4 第8条の規定は、前項に規定する補助金の交付について準用する。

(登録無形文化財の公開の勧告)

第40条 市長は、神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該神戸市登録無形文化財の公開を、神戸市登録無形文化財の記録の保持者に対しその記録の公開を勧告することができる。

第4節 神戸市登録民俗文化財

(登録無形民俗文化財の登録)

第41条 神戸市登録無形民俗文化財の登録は、市長が当該神戸市登録無形民俗文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

2 前項の規定により登録をしたときは、市長は、その旨を告示しなければならない。

(登録有形文化財及び登録無形文化財の規定の準用)

第42条 第27条から第35条までの規定は神戸市登録有形民俗文化財について、第37条第1項第1号、第39条及び第40条の規定は神戸市登録無形民俗文化財について準用する。この場合において、第39条第2項及び第40条中「保持者又

は保持団体」とあるのは「保存に当たることを適当と認める者」と読み替えるものとする。

第5節 神戸市登録史跡名勝天然記念物

(土地の所在等の異動)

第43条 神戸市登録史跡、神戸市登録名勝及び神戸市登録天然記念物(以下「神戸市登録史跡名勝天然記念物」という。)の登録された区域内の土地の所有者は、当該土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第22条の規定は、前項の届出について準用する。

(標識等の設置)

第44条 市長は、神戸市登録史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについて、標識及び説明板を設置する。

2 第21条の規定は、前項の規定による標識及び説明板の設置について準用する。

(登録有形文化財の規定の準用)

第45条 第27条第1項及び第2項、第28条第1項及び第2項、第29条、第30条、第32条、第33条並びに第35条の規定は、神戸市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 神戸市地域文化財

(通則)

第46条 条例第45条第2項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。
(地域文化財の種類)

第47条 神戸市地域文化財は、次に掲げるものとする。

- (1) 神戸市地域有形文化財
- (2) 神戸市地域無形文化財
- (3) 神戸市地域有形民俗文化財
- (4) 神戸市地域無形民俗文化財
- (5) 神戸市地域史跡
- (6) 神戸市地域名勝
- (7) 神戸市地域天然記念物

(登録文化財の規定の準用)

第48条 第27条から第35条までの規定は神戸市地域有形文化財及び神戸市地域有形民俗文化財について、第36条から第40条までの規定は神戸市地域無形文化財について、第37条第1項第1号及び第39条から第41条までの規定は神戸市地域無形民俗文化財について、第43条から第45条までの規定は神戸市地域史跡、神戸市地域名勝及び神戸市地域天然記念物について準用する。この場合において、第27条第1項、第36条第1項及び第41条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「神戸市地域文化財台帳」と、第27条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第20号による認定証書」と、同条第4項及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「認定証書」と、第36条第4項中「様式第19号による登録認定書」とあるのは「様式第21号による地域無形文化財保持者認定書」と、第28条及び第37条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第8章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産

(通則)

第49条 条例第46条第2項に規定する歴史的建造物その他の有形の文化的所産(以下「歴史的建造物等」という。)の選定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。
(登録有形文化財の規定の準用)

第50条 第27条から第35条まで及び第43条の規定は歴史的建造物等について準用する。この場合において、第27条第

1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「歴史的建造物台帳」と、同条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第22号による選定証書」と、同条第4項及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「選定証書」と、第28条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第9章 文化環境保存区域

(文化環境保存区域の標識)

第51条 条例第49条の規定により設置する文化環境保存区域の標識は、様式第23号による。

(行為の届出)

第52条 条例第50条第1項の規定により届出をしようとする者は、同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに様式第24号による文化環境保存区域内における行為(変更)届出書を市長に提出しなければならない。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定は、文化環境保存区域に指定された日から30日を経過する日までに当該文化環境保存区域において着手する行為については適用しない。

3 条例第50条第3項の規定により届出をしようとする者は、様式第25号による文化環境保存区域内における非常災害応急措置届出書又は様式第26号による文化環境保存区域内における行為着手届出書を市長に提出しなければならない。

4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 現況写真
- (3) 次に掲げる行為の区分による図面

ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合 配置図、平面図、立面図、断面図及び矩形図

イ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の区画形質を変更し、土石の類を採取し、水面を埋立て、若しくは干拓し、屋外において物を集積し、若しくは貯蔵し、又は鉱物を掘採する場合 地形図、平面図、断面図及び法面断面図

ウ 木材を伐採する場合 地形図

エ 建物その他の工作物の色彩を変更し、又は屋外広告物を表示し、若しくは掲出する場合 立面図

(4) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(届出を要しない行為)

第53条 条例第50条第2項第1号の規定により規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築

ア 文化環境保存区域内において行なう工事に必要な仮設の工作物

イ 水道管、下水管その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

ウ 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑等

エ 新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートル以下のその他の工作物

(2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

ア 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

イ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条の規定に基づく埋蔵文化財の発掘調査

(3) 次に掲げる木竹の伐採等

- ア 整枝又はせんてい
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 苗ほの木竹の採取
- エ 庭木又は自家の生活の用に充てるための軽易な伐採
 - (4) 土石の類の採取で、その採取面積が10平方メートル以下の地形の変更で高さが1.5メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (5) 水面の埋立又は干拓で、面積が10平方メートル以下のもの
 - (6) 建物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
 - (7) 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲示
- ア 国又は地方公共団体等が公用のため表示し、又は掲出する屋外広告物
- イ 冠婚葬祭又は講演会等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物
- ウ 自己の住所、事務所又は営業所において、自己の事業若しくは営業の内容を表示し、又は掲出する屋外広告物で、その面積の合計が1平方メートル以下であり、かつ、3メートル以下の高さにあるもの
- エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令の定めるところによる選挙運動のために表示し、又は掲出する屋外広告物

第10章 市が指定した文化財の保存技術の保護

(認定書の交付)

第54条 市長は、条例第54条第2項及び第3項の規定による認定(同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

(市指定無形文化財に関する規定の準用)

第55条 第15条第2項、第16条及び第17条の規定は、神戸市選定保存技術について準用する。

第11章 神戸市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第56条 神戸市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)

に、会長及び副会長を各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第57条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第58条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会に関する事務を処理する。

(伝建部会)

第58条の2 審議会に伝統的建造物群保存地区に関する部

会(以下「伝建部会」という。)を置く。

- 2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当地区に関する重要な事項を審議する。
- 3 伝建部会は、伝建部会長が招集し、伝建部会長が議長となる。
- 4 伝建部会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 伝建部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第2項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)第21条第1項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって神戸市文化財保護審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

(専門調査員)

第59条 部会に、必要に応じ専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、部会長の命を受けて、部会の所掌事務について委員を補佐する。

3 専門調査員は、市長が委嘱する。

(庶務)

第60条 審議会の庶務は、文化スポーツ局において処理する。

(会長への委任)

第61条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第12章 補則

(施行細目の委任)

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

登録文化財台帳、地域文化財台帳及び歴史的建造物台帳に記載する事項

文化財の種類	記載内容
登録有形文化財	名称、員数、種別、構造及び形式
地域有形文化財	所有者、所在地、区域、登録、認定又は選定の年月日
歴史的建造物等	
登録無形文化財	名称、保持者又は保持団体、所在地、登録の年月日
地域無形文化財	
登録有形民俗文化財	名称、員数、構造及び形式、所有者、所在地、登録又は認定の年月日
地域有形民俗文化財	
登録無形民俗文化財	名称、種別、保存に当たること
地域無形民俗文化財	を適当と認める者、所在地、登録又は認定の年月日
登録史跡名勝天然記念物	名称、種別、所有者、所在地、
地域史跡名勝天然記念物	区域、登録又は認定の年月日

様式 略